

勤労者のための…

高崎市住宅資金のご案内

●この融資制度は、高崎市と金融機関が提携、協調し、市が融資利率や融資期間等の融資条件を定め、融資原資の一部を負担することにより、低利（固定金利）な資金を、金融機関が融資するものです。

◆【融資対象者】

市内に自己の居住用住宅を新築、増改築または建売住宅等を購入しようとする、同一事業所へ1年以上勤務する勤労者（経営者・役員及びその同居の家族は除きます。）で、おおむね70歳までに返済のできる方

◆【資金用途】

住宅建設（購入）資金、増改築資金 ※他の資金と併用可

※原則として土地購入資金は対象になりませんが、高崎工業団地造成組合が分譲している土地に限り対象とします。

◆【融資限度額・融資期間・融資利率】

融資限度額 1,000万円以内

（中心市街地活性化対象区域内に住宅を新築・購入する場合は1,200万円以内）

※老人・障害者同居割増 各50万円以内

※省エネルギー施設割増 見積の範囲で50万円以内

融資期間 20年以内（200万円以内は10年以内） 【融資後1年以内据置可】

元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（ボーナス返済不可）

※70歳までに返済していただくため、年齢により融資期間が異なります。

融資利率 年2.6%以内（固定金利）

◆【担保・保証人】 金融機関の定めるところによります。

◆【申請期間】 年間隨時

◆【融資申請手順】

①着工前に借入希望の高崎市融資制度取扱金融機関へ相談

②融資対象要件等を確認し、下記の必要書類を添えて確認書を商工振興課金融担当へ提出
(金融機関の方からの提出でも結構です)

③市で資格要件確認後に確認書を返却

④金融機関で審査し融資決定、実行

⑤金融機関より商工振興課金融担当へ融資実行報告書、市町村税の完納証明書、誓約書を提出
▶納付後10日の間に完納証明書を申請される方は、市で納付の確認ができないため証明書を発行できない場合があります。

詳しくは完納証明書発行窓口へお問い合わせください。

◆【利用される時の留意点】

申請は早めに計画段階からご相談ください。事業の着手時期に付いては各金融機関の定めに従ってください。

《申請に必要な書類》 提出書類は1部（添付書類はコピー（写）で結構です。）

- ① 高崎市中小企業等振興資金融資確認書
(金融担当窓口、市ホームページ、高崎市融資制度取扱金融機関で取得できます。)
- ② 見積書、図面
- ③ 源泉徴収票または所得証明書
- ④ その他必要書類（建築確認通知書の写し、賃貸借契約書の写し、地主・家主の承諾書等）

◆【問い合わせ先】

高崎市融資制度取扱金融機関または、高崎市商工観光部商工振興課金融担当 027-321-1258(直通)